

## 10月からの労務に関する法改正

平成19年度においては、数多くの労働関係諸法令が改正されましたが、10月以降も幾つか改正点がありますのでご紹介いたします。特に10月以降の離職につきましては、離職理由により受給資格要件が違ってきますので留意する必要があります。

### ●外国人労働者の届出

10月から改正雇用対策法が施行され、外国人労働者の届出が強化されます。これまでは、年に1度、6月の届出となっていました。10月以降は、原則として、外国人労働者が入退社する都度、行う必要があります。届出に関しては、雇用保険の加入有無や雇用期間の長短に関わらず、特別永住者を除く外国人を雇用する場合すべてに必要となっており、更に平成19年10月1日時点で雇用している外国人も対象となっています。今後はこれまで以上に外国人労働者の管理を行う必要があります。雇用の際には、パスポート、外国人登録証明書等により在留資格を確認しましょう。なお提出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象になりますので留意する必要があります。

(1) 雇用保険の被保険者に該当する外国人

提出期限	届出方法
雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内	雇用保険の被保険者資格の取得届または喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載

(2) 雇用保険の被保険者に該当しない外国人

提出期限	届出方法
雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで	別途定める届出様式に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載

(3) 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人

提出期限	届出方法
平成20年10月1日 ※それまでに離職した場合は、前記(1)または(2)により届出	別途定める届出様式に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載

### ●自己都合退職者の要件変更（雇用保険）

雇用保険の基本手当（いわゆる失業保険）の受給資格要件として被保険者期間（勤続期間）が従来は6ヶ月以上あれば受給資格を満たしていましたが、平成19年10月以降の離職 に関しては離職理由により以下のように取り扱われます。

自己都合退職の場合は、従来であれば6ヶ月以上あれば要件を満たしていましたが、今後は1年以上の勤続が必要となります。10月以降は、離職理由をめぐって労使トラブルの増加が予想されます。

### ●助成金の改正

高齢者雇用については「特定就職困難者雇用開発助成金」があります。旧制度では、雇入れ後に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に助成率を乗じて助成額が決定されてきました。これが今回の改正では、助成金をより利用し易くする観点から、雇入れた労働者一人当たり在一定額を支給する方法に変更されています。（下の表が改正後）

対象労働者	大企業	中小企業
高齢者・障害者	1/4	1/3
重度障害者	1/3	1/2

改正後

対象労働者	大企業	中小企業
高齢者・障害者	50万円	60万円
重度障害者	100万円	120万円
短時間労働者	30万円	40万円